

保険薬局各位

東京都済生会中央病院薬剤部

「院外処方せんに関する疑義照会簡素化プロトコル」

東京都済生会中央病院（以下当院）では、平成22年4月30日付厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理（Protocol Based Pharmacotherapy Management：PBPM）の一環として、「院外処方せんに関する疑義照会簡素化プロトコル（当院薬剤部-保険薬局版）」の運用を開始することと致しました。

1. 疑義照会簡素化プロトコルに関する問い合わせ窓口、受付時間

- 問い合わせ窓口：当院薬剤部 調剤室 TEL 03-3451-8258
- 受付時間：平日 午前9時～午後5時

2. 処方変更・調剤後の連絡

本プロトコルに基づき変更調剤した場合は、所定（別添2）のトレーシングレポートに記載後、速やかにFAX番号：03-3451-8258 に送信をお願い致します。

3. プロトコル運用の流れ

- ① 本プロトコルに参画される保険薬局は、上記問い合わせ窓口までご連絡ください。
- ② 当院薬剤部の担当者と打ち合わせを行い、別添1の合意書でプロトコル締結を行います。

4. プロトコル実施における基本的注意事項

以下の原則に従って変更調剤を可と致します。

- ① 「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、プロトコル事例から除外致します。
- ② 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合も、プロトコル事例から除外致します。
- ③ 変更調剤は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更としてください。
- ④ 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得たことを条件とします。
- ⑤ 麻薬、覚醒剤原料、抗悪性腫瘍剤及び登録医確認が必要な薬剤についてはプロトコル事例から除外します。

5. プロトコル対象となる問い合わせ不要事例

① 『一包化調剤』

- ・ワーファリン錠が含まれている場合は「別包指示」としてください。
- ・自己調節する薬剤などがある場合は「別包指示」としてください。

② 『別規格製剤がある場合の規格変更』

- (例) 5mg 錠 1回2錠 → 10mg 錠 1回1錠
- (例) 40mg 錠 1回0.5錠 → 20mg 錠 1回1錠
- ・用法、用量が同一の場合に限り変更調剤可能とします。

③ 『内用剤の類似剤形への変更』

(例) タケキャブ OD 錠 10mg → タケキャブ錠 10mg

(例) フロセミド錠 20mg「粉砕」 → フロセミド「細粒」 20mg

- ・用法、用量が同一の場合に限り変更調剤可能とします。
- ・外用剤についてはプロトコル事例から除外します。(例) 軟膏⇔クリーム

④ 『残薬調整』

・定時薬でかつ次回外来まで残薬が足りることを確認した上で、日数調整（短縮）を可能とします。（「0日分」は不可。最低でも「1日分」としてください。）

- ・処方日数の延長については、疑義照会が必要となります。

⑤ 『後発医薬品で処方されている薬剤の先発医薬品への変更』

- ・剤形、規格が同一の先発医薬品への変更のみ可能とします。